

## 桜島港フェリーターミナル旧ATMコーナー使用者募集要項

### 1 募集概要

桜島港フェリーターミナル3階旧ATMコーナーについて、ターミナル利用者の利便性向上を図ることを目的に、使用者を募集するものである。

### 2 使用物件及び使用許可条件

桜島港フェリーターミナル旧ATMコーナー使用者（以下「使用者」という。）は、鹿児島市船舶局（以下「船舶局」という。）が指定する桜島港フェリーターミナル建物内の一部（以下「使用物件」という。）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び鹿児島市船舶局企業用財産規程第10条に基づく行政財産の目的外使用許可を受け、事業用として旧ATMコーナーを使用する。

使用物件及び使用許可条件の詳細は「桜島港フェリーターミナル旧ATMコーナー使用者募集に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### 3 使用申込者の資格

使用申込者は、次に掲げる要件を全て備えること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市船舶局物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成16年11月1日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市船舶局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (5) 納期が到来している法人市（町・村）民税（特別区にあつては、法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 売店営業について、申請時点で食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の必要な許認可を有していること。
- (7) 直近3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

(9) フランチャイズ方式で参加する場合、同一のフランチャイズによる複数の参加申し込みをしていないこと。

#### 4 使用許可期間

使用準備日から令和9年3月31日までとする。

なお、当該期間の経過後は、1年以内において期間を更新できるものとし、その後も同様とする。また、更新を受けようとする場合は、許可期間満了の3ヶ月前までに書面により申請することとする。

使用準備開始時期については船舶局と協議するものとし、令和8年12月31日までに、設備の設置、使用準備を整え、同日、使用開始するものとする。

※行政財産目的外使用料の起算日は、使用開始日とする。

#### 5 桜島港フェリーターミナル施設概要

所在地	鹿児島市桜島横山町6-4番地1					
面積等	建築面積 1,116 m <sup>2</sup> 、延床面積 2,925 m <sup>2</sup> 駐車場 約 358 台 階数 地上4階（使用場所は、3階フロアの一部）					
休業日	無休					
利用者数等	フェリー出入港回数 桜島港～鹿児島港間 47往復/日※平日 時刻表は、鹿児島市船舶局ホームページに掲載しています。 ※ <a href="http://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry">http://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry</a>					
	月毎の利用者（令和7年度実績） <span style="float:right;">（単位：人）</span>					
	月	4月	5月	6月	7月	8月
	利用者数	178,066	184,602	153,172	156,236	178,910
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
	154,437	184,001	200,130	172,962	152,789	156,299
	3月	合計				
	190,589	2,062,193				
	※利用者数は、ターミナル改札口の乗降者数（車両を除く）である					

## 6 申込手続き

### (1) 提出書類

- ア 桜島港フェリーターミナル旧ATMコーナー使用者募集に係る提案競技参加申込書（様式1）
- イ 会社経歴書（様式2） ※個人の場合は履歴書
- ウ 商業登記簿謄本（3箇月以内に発行されたもの） ※個人の場合は不要
- エ 役員名簿 ※個人の場合は不要
- オ 代表者の身分証明書（個人事業所のみ提出）
- カ 定款 ※個人の場合は不要
- キ 印鑑証明書（3箇月以内に発行されたもの）  
※個人の場合は、印鑑登録証明書
- ク 鹿児島市発行の「市税」の滞納がないことの証明書（入札参加資格審査用）  
鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村（特別区にあつては都税事務所）発行の「法人市（町・村）民税（特別区にあつては法人住民税）」納税証明書とする。
- ケ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（未納税額がないことを証明するもの（納税証明書その3またはその3の3））
- コ 申込日の直近の決算書（財務諸表〔貸借対照表・損益計算書・利益処分表〕）  
※個人の場合は、直近の所得税確定申告書の写し（収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写しを含む。）
- サ 食品衛生法等必要な許認可の写し
- シ フランチャイズ本部との責任分担とフランチャイズ本部のサポート体制を明確に示した文書等（フランチャイズ方式で参加する場合）

### (2) 注意事項

- ア 6の(1)の書類をA4判ファイルに番号順にとじ、表紙及び背表紙に法人名等を記入し、提出すること。
- イ 申込書は、提出日現在の内容を記入し、押印の部分については、必ず実印を使用することとし、証明書類は、証明年月日が提出日前3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式による原本であること。
- ウ 資格要件を満たさない者が提出した申込書、資格要件等について虚偽の報告が判明した申込書及び提出書類に不実記載等があった場合等は受理しない。

### (3) 交付期間

- 公告日から令和8年7月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）  
ただし、交付する用紙は、すべて鹿児島市船舶局ホームページにおいて、入手することができる。

(4) 提出期間

公告日から令和8年7月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※ 郵送の場合は、令和8年7月31日（金）必着。

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(6) 参加決定通知

提案競技参加資格は、提出された書面により審査し、その結果は令和8年8月7日（金）までに書面にて個別に通知する。

(7) 交付場所、提出場所及び問い合わせ先

〒891-1419

鹿児島市桜島横山町61番地4

鹿児島市船舶局総務課経理係（桜島港フェリーターミナル2階）

電話 099-293-4783

FAX 099-293-2972

電子メールアドレス spsou-keiri@city.kagoshima.lg.jp

7 提案書提出手続き

(1) 提出書類

桜島港フェリーターミナル旧ATMコーナー使用者募集に係る提案競技書一式（様式4）（以下「提案書」という。）

(2) 注意事項

ア できるだけわかりやすく、簡潔に記載すること。

イ 図表については別紙添付も可とするが、できるだけ簡潔にし、インデックスを付けるなど、わかりやすくすること。

(3) 交付期間

公告日から令和8年8月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ただし、交付する用紙は、すべて鹿児島市船舶局ホームページにおいて、入手することができる。

(4) 提出期間

公告日から令和8年8月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※ 郵送の場合は、令和8年8月21日（金）必着。

(5) 提出場所及び提出方法

6(5)及び(7)と同じ

(6) 提出部数

7 (1)の正本 1 部及び副本 6 部

8 使用者の選定方法等

(1) 選定方法

3の資格要件を満たす者について提案書の書面審査を実施し、評価項目ごとに評点付けし、最高得点者を選定する。

審査・評価は、使用者選定委員会において行う。

(2) 対象者

資格審査合格者

(3) 実施日

令和8年8月26日(水)

(4) 選定結果の通知

選定結果は、書面にて個別に通知する。なお、決定に対する異議は一切認めない。

9 質疑応答

(1) 質問方法

質問内容を別紙「質問書(様式3)」に記載し、FAX又は電子メールで送信し、電話にて受信確認を行うこと。

(2) 質問受付期限

① 質問提出期限(参加資格関連) 令和8年7月17日(金)正午まで(期限厳守)

② 質問提出期限(提案競技関連) 令和8年8月14日(金)正午まで(期限厳守)

(3) 質問先

「6 申込手続き」の提出先に同じ。

(4) 質問回答

参加資格等の参加申し込みに関する質問は、令和8年7月24日(金)までに、提案書に関する質問は、令和8年8月17日(月)までに、質問内容とその回答内容を随時鹿児島市船舶局ホームページに掲載する。

10 その他留意事項

(1) 失格条項等

ア 提案競技への参加に関する提出書類(以下「提案書等」という。)の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合

イ 提案競技に参加する資格要件を欠く場合又は提案競技までの間に当該資格要件を満たさなくなった場合

ウ 提案書等が不足する場合

エ 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

(2) 提案書等の取扱い

- ア 提案書等は、返却しないものとする。
- イ 提案書等の作成及び提出、面接の実施など、提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- ウ 提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。
- エ 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、提出者名を伏せて公表することがある。この場合において、提案書等の写しを作成し、使用することができる。

1.1 全体スケジュール

内容	日時
(1) 告示	令和8年7月1日(水)
(2) ①質問提出期限(参加資格関連) ②質問提出期限(提案書作成関連)	①令和8年7月17日(金)正午 ②令和8年8月14日(金)正午
(3) ①質問回答(参加資格関連) ②質問回答(提案書作成関連)	①令和8年7月24日(金) ②令和8年8月17日(月)
(4) 参加申込書提出期限	令和8年7月31日(金)
(5) 参加決定通知	令和8年8月7日(月) 予定
(6) 提案書提出期限	令和8年8月21日(金)
(7) 審査・評価	令和8年8月26日(水) 予定
(8) 選定結果通知	令和8年8月末 予定